

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの各事業年度の業務実績評価実施要領（素案）の考え方について

他県自治体の先行事例や県立看護大学の事例を見ると、評価委員会が法人の業務運営等に関して評価を行うにあたり、「評価に関する基本的な考え方（基本方針）」並びに具体的な評価の方法や評価の基準を明記した「評価実施要領」を策定している。

本評価委員会においても、先行事例や県立看護大学の事例を参考にしながら、基本方針に基づいて評価実施要領を策定することとする。

なお、 は素案を表している。

太字の項目名は、先行事例、県立看護大学を参考にした案を表している。

素案の前提は以下のとおり

- ① 実施要領（素案）は、年度評価のみを対象としたもの。
※中期目標期間評価は別途策定予定
- ② 評価は、「項目別評価」と「全体評価」の2つとする。
- ③ 「項目別評価」は、個別項目評価（法人及び評価委員会）と大項目評価（評価委員会のみ）とする。
- ④ 法人は、自己評価を行う（「個別項目評価」で自己評点する）。
- ⑤ 評価委員会は、④を踏まえ評価を行う（「個別項目評価」＋「大項目評価」＋「全体評価」）
- ⑥ 評価項目は、別表1のとおり、中期計画の最小項目に関連する項目を基本とする。
- ⑦ 「個別項目評価」の評価基準は、別表2のとおりV～Iの5段階評価とし、法人の自己評価と評価委員会の評価は同じ評価基準で評点する。
- ⑧ 「大項目評価」の評価基準は、別表3のとおりS～Dの5段階評価とし、評価委員会は判断の目安として個別項目評価結果の平均値を活用し、総合的に判断し、評点する。
- ⑨ 「全体評価」の評価基準は、特に定めず、評点せず記述式で総合的に評価する。
- ⑩ 業務実績報告書と評価結果報告書の様式は実施要領で定める。

前段（項目名は明記しない）

平成 年 月 日決定
地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会決定

「地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務実績に関する評価基本方針」に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例、県立看護大学とも明記している。

【考え方】

先行事例、県立看護大学と同様に明記する。

【項目名】1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の改善及び充実を促すことにより、法人業務の質の向上、業務の効率化及び透明性の確保に資することを目的に行う。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例及び県立看護大学では、基本的な考え方として明記している。

基本方針 ・ ・ ・ ・ ・ 大阪府、宮城県、神奈川県、岐阜県、佐賀県、桑名市

評価方針 ・ ・ ・ ・ ・ 那覇市、大牟田市

(評価)趣旨 ・ ・ ・ ・ ・ 大阪府、岡山県、秋田県、静岡県、山梨県、神奈川県、
岐阜県、佐賀県、山口県

評価の目的 ・ ・ ・ ・ ・ 岡山県、山口県、県立看護大学

と項目名は異なるが、評価の基本的な考え方、方針、趣旨、目的を明記している。

【考え方】

基本方針は、別途策定する「評価基本方針」で規定していることから、項目名は、県立看護大学と同様に「評価の目的」とする。

ここでは、評価委員会が行う評価の目的について明記する。

【項目名】2 評価の方法

- (1) 年度評価は、評価委員会が法人から提出された各事業年度における「業務に関する実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）」をもとに、法人からの聴取等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 年度評価は、別表1の評価項目ごとに評価を実施し、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。
- (3) 「項目別評価」は、年度計画の項目ごとに法人が当該事業年度の業務実績について自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。
- (4) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。
- (5) 評価委員会は、評価結果を決定する際には、評価結果の案を法人に示すとともに、それに対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

別表1

年度評価における評価項目（実施要領2 - (2)関係）

区 分	評 価 項 目
個別項目評価	以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に関連する項目を基本とする。
大項目評価	中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第7 その他業務運営に関する重要事項
全体評価	中期計画の進捗状況及び中期目標の達成状況

【備 考】

- 1 年度評価は、個別項目評価の結果を基に、大項目評価、全体評価の結果を導くこととする。
- 2 個別項目評価は、中期計画の最小項目に関連する項目を基本とし、以下については年度計画における最小項目とする。
 - ・ 中期計画「第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の「1 医療の提供」のうち、「(2)信頼される医療の提供」及び「(4)患者・県民サービスの向上」

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例、県立看護大学とも明記している。

【考え方】

先行事例、県立看護大学と同様に明記する。

項目名「評価の方法」は、評価基本方針（別途策定）にあるが、ここでは、以下の（１）～（５）の【内容】といったもう少し詳細な事項を定め、さらに具体的な評価の方法、評価基準は、次項目以降で明記する（先行事例では大阪府、那覇市、大牟田市が同様）。

【内容】

- (1) 法人の業務実績報告書を、法人からの聴取等を踏まえて調査、分析すること。
- (2) 評価委員会は、特筆すべき点、遅れている点についてコメントを付すこと。
- (3) 「項目別評価」は、法人が自己評価し、更に評価委員会で評価をすること。
- (4) 「全体評価」は、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価すること。
- (5) 評価結果について、案の段階で法人が意見を申し出る機会を与えること。

また、評価項目を「個別項目評価」、「大項目評価」、「全体評価」とそれぞれの評価ごとに区分し、別表１で定める。これは、特に「個別項目評価」での評価項目が、法人の策定する各事業年度の年度計画に影響を受けるため、改正しやすいよう別表とする。

個別項目評価は、中期計画の最小項目に関連する年度計画の項目を基本とするが、うち、「(2)信頼される医療の提供」及び「(4)患者・県民サービスの向上」については、年度計画における最小項目とする。この項目は、年度計画では中期計画より更に詳細な項目を設定しているため、評価にあたっては年度計画での最小項目とする。ただし、あくまで平成24年度の年度計画を基に評価項目を設定したため、次年度以降の年度計画の策定状況により評価項目を変更（要領を改正）する可能性はある。

【項目名】3 項目別評価の具体的方法

(1) 法人による自己評価

法人は、年度計画の個別項目ごとに、当該事業年度の業務実績を別表2の評価基準により～の5段階で自己評価(評点)し、計画の実施状況及び評価の判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。

また、評価を行う年度計画の大項目ごとに法人としての特色ある取り組みや未達成事項のほか、当該実施年度の前年度に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付するものとする。

(2) 評価委員会による法人の自己評価の検証及び個別項目評価

評価委員会は、業務実績報告書にある評価項目ごとに、法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて、法人から聴取を行ったうえで総合的に検証し、年度計画の達成状況について別表2の評価基準により5段階で評価(評点)を行う。

なお、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示すものとする。

(3) 評価委員会による大項目評価

評価委員会は、業務実績報告書にある評価項目ごとの評価と特記事項等をもとに、評価を行う年度計画の大項目ごとの達成状況について、別表3の評価基準によりS～Dの5段階で評価(評点)するとともに、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

大項目評価は、評価項目の評価ランクごとに、を5点、を4点、を3点、を2点、を1点として大項目別の平均点を算出し評価した結果を判断の目安として、評価委員会が総合的に判断したうえで評価を決定する。ただし、以下の小項目がある場合は、A評価以上とはしない。

別表2

個別項目評価における評価基準(実施要領3-(1)(2)関係)

区分	評価の基準の説明
	年度計画を著しく上回って実施している
	年度計画を上回って実施している
	年度計画を概ね計画どおり実施している
	年度計画を十分に実施できていない
	年度計画を著しく下回っている、又は実施していない

【備考】

- 1 評価にあたっては、必要に応じて、重要な意義を有する事項、優れた取組がなされている事項、その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。

別表3

大項目評価における評価基準（実施要領3 - (3)関係）

区分	評価の基準の説明	判断の目安
S	中期計画の進捗状況は特筆すべき実施状況にある	評価委員会が特に認める場合かつ小項目の平均点が4.3点以上
A	中期計画の進捗状況は順調に進んでいる	小項目の平均点が3.4点以上4.3点未満
B	中期計画の進捗状況は概ね順調に進んでいる	小項目の平均点が2.6点以上3.4点未満
C	中期計画の進捗状況はやや遅れている	小項目の平均点が1.9点以上2.6点未満
D	中期計画の進捗状況は著しく遅れている又は実施していない	評価委員会が特に認める場合かつ小項目の平均点が1.9点未満

（注）小項目の平均点は、小数点以下第2位を四捨五入する。

【備考】

- 1 評価にあたっては、当該大項目にかかる個別項目評価の評点の平均値のみで判断するのではなく、必要に応じて、重要な意義を有する事項、優れた取組がなされている事項、その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例、県立看護大学で明記している。どの事例においても、項目別評価は、まず法人が自己評価を行い、評価委員会は、法人からのヒアリングを実施して調査・分析を行い、評価するといった流れである。

法人の自己評価

先行事例では3～5段階での評価基準としており、個別(小)項目評価での評価基準は、概ね以下のとおり。(以下は5段階評価の事例：区分、評価の基準の説明)

「区分」	「評価の基準の説明」
S or 5 or	年度計画を大幅に上回って実施
A or 4 or	年度計画を上回って実施
B or 3 or	年度計画を順調に実施
C or 2 or	年度計画を十分に実施できていない
D or 1 or	年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

評価委員会の個別項目評価

評価委員会の個別項目評価は、法人の自己評価を検証したうえで、小項目ごとに評価を行っている。

個別項目評価の評価基準は、法人の自己評価の基準(3～5段階評価)と同じものとしているものがほとんどであり(佐賀県のみ評価基準を別途策定)法人の自己評価と評価が異なる点についてはその判断理由などコメントを付しているものもある(神奈川県)。

評価委員会の大項目評価

上記の個別項目以外に、中期計画の大項目ごとに進捗状況を5段階で評価している事例がある（大阪府、岡山県、神奈川県、岐阜県、山口県、那覇市、神戸市、福岡市、大牟田市、看護大学など）。

大項目評価での評価基準は、概ね以下のとおり。

「区分」「評価の基準の説明」

- S 中期計画の進捗状況は特筆すべき状況
- A 中期計画の進捗状況は計画どおり
- B 中期計画の進捗状況はおおむね計画どおり
- C 中期計画の進捗状況はやや遅れている
- D 中期計画の進捗状況は大幅に遅れている、重大な改善事項がある

上記の基準に当てはめるため、小項目ごとの評価点の平均値で何点以上はA評価などとしている。（S評価は評価委員会が特に認めるものに限るなどとしている）

県立看護大学（個別項目評価は「」～「」の4段階評価）は、個別（小）項目の評価ランクごとに、を3点、を2点、を1点、を0点として小項目の平均点を算出し上記の基準に判断の目安を設定（2点以上であればA評価など）して評価している。

【考え方】

項目別評価の具体的な方法は、先行事例、県立看護大学と同様に、

- (1) 法人の自己評価（個別項目評価）
- (2) 評価委員会の個別項目評価
- (3) 評価委員会の大項目評価

とし、個別項目評価の結果を基に、大項目評価、全体評価の結果を導くこととする。

(1) (2)について

個別項目評価の評価基準は、別表2のとおり「」～「」の5段階とし、法人の自己評価と評価委員会の評価は同じ基準により評価を行う。

法人は、評価委員会が行う(3)の大項目評価の際に参考となるように、評価を行う大項目ごとの特色ある取組事項や未達成事項、当該評価実施年度の前年度の評価委員会からの指摘事項に対する対応結果などを記述することとする。

なお、評価結果が異なる場合、評価委員会はその判断理由を示す旨を規定し、法人が意見申し出を行うにあたっての参考とする。

(3)について

大項目評価の評価基準は、別表3のとおり「S」～「D」の5段階とし、個別項目評価の評価ランクごと（～）に、点数化（5点～1点）し大項目別の平均点を算出するが、単に評価基準に当てはめて評価結果とするのではなく、あくまで評価にあたっての判断の目安とし、最終的には評価委員会の総意により決定する。

【項目名】4 全体評価の具体的方法

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況全体について、記述式により総合的に評価を行う。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例、県立看護大学とも、中期計画の進捗状況や中期目標の達成状況などについて、記述式で総合的に評価している。

先行事例での特色としては、

法人化を契機とした病院改革の取組を積極的に評価する。(大阪府)

特色ある取組、地域貢献等社会に開かれた取組、理事長のリーダーシップのもと、効率的かつ戦略的な運営をめざした取組を積極的に評価する。(県立看護大学)

次年度の法人の業務運営等に反映させるため暫定評価も実施する。(静岡県)

などがある。

【考え方】

先行事例、県立看護大学と同様とする。

評価項目によっては、進捗状況が遅れている、あるいは達成できていないものが出てくる可能性があり、そこは個別項目評価や大項目評価で評点しているので、全体評価として評点する意義は薄いと考えられる。

よって、全体評価の評価基準は設定せず、中期目標の達成のための当該年度計画の実施状況について、法人の自己評価、評価委員会の評価(個別項目、大項目)を踏まえ、総合的に記述式で評価を行うこととする。

【項目名】5 評価結果

- (1) 評価委員会は、評価結果について法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、評価結果を踏まえて必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。
- (3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例では、評価の進め方という項目において、法人の業務実績報告書の作成及び提出、評価委員会の調査・分析・ヒアリングの実施、法人の意見申立の機会の付与、評価結果の報告及び公表などを時系列（6月、7月、8月等）に明記している事例もある。

県立看護大学は、上記素案のとおり明記している。

【考え方】

県立看護大学と同様に、評価結果の事務的な手続きを明記する。

なお、時系列的な内容については、先行事例とほぼ同様の取扱いになると考えられるが、審議状況等によっては、時期が前後する可能性もあることから、要領では特に明記しないこととする。

【項目名】6 評価結果の反映

- (1) 評価委員会は、評価結果がDランクの項目について、原則として業務運営の改善その他の勧告を行うものとする。
- (2) 法人は、評価結果がC及びDランクの項目について、自主的に業務運営を改善するなど所要の措置を講ずるものとする。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例では明記されていないが、県立看護大学は明記している。

法人に対する勧告については、「具体的な評価方法」の中（宮城県）、「通知」の中（静岡県）、「評価の進め方」の中（神奈川県）、「法人への勧告」の中（岐阜県）で、それぞれ明記している。

上記素案（1）は、評価委員会が最低の評価を付けた項目については、原則として法人に対して何らかの勧告をする旨を規定し、必須事項としている（県立看護大学）。

【考え方】

県立看護大学と同様に明記する。評価結果に対する評価委員会並びに法人の説明責任の観点からも、原則的な取扱いとして明記することとする。

【項目名】7 その他

(1) 法人が作成する業務実績報告書並びに、評価委員会が作成する評価結果報告書の様式は以下のとおりとする。

業務実績報告書・・・別紙様式1

評価結果報告書・・・別紙様式2

(2) この評価実施要領は、評価委員会の決定により、必要に応じて見直すことができる。

【項目名】8 附則

この評価実施要領は、法人の平成24年度における業務の実績に係る評価から適用する。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例、県立看護大学ともに、業務実績報告書等の様式や、評価の方法を必要に応じ見直す旨を明記している。

【考え方】

業務実績報告書並びに評価結果報告書の様式については、評価結果等を分かりやすくする観点から、定められた様式とする。

また、評価実施要領の見直し規定については、先行事例、県立看護大学と同様に明記する。

法人を取り巻く様々な環境変化により、評価の仕組みを見直す必要が出てくることから、(1)の様式や評価の方法に限らず、要領全体を評価委員会において諮ったうえで、見直すことができるように明記する。